

熊野路の旅

田中好

矢張り貢道とは違つて信仰の爲に開かれた道であらう。六

ヶ敷言ふと熊野神社を目的にして始まつた道路だ。

私共の國に道路が出来始まつたのは、國家を統一する必要からであつたか、夫れとも國民が神様を信仰するやうになつた勢であつたかは、閑な官立大學あたりの先生に特別の資金を献納して御研究を願はなければ判らぬ問題だ、併し今までに學者とやらが發表して呉れたところに依ると、王朝制度が樹てられ夫れが民衆の確信を得るにつれて貢道が發達しだしたと言ふことだ、成る程、皇室を中心成り立つてゐる我國だもの其の筈でなければならぬ、併し苦しいときの神頼み、と言ふ言葉があるから神頼みの爲に開かれた路も尠くないであらう。私の旅する熊野路、昔から隨分人の落魄發心化脫と詩歌や文章に囃立てられてゐる、で

言葉で正式に言ふと、本宮—熊野座神社、新宮—熊野速玉神社、那智—熊野那智神社であつて、正直に言ふと三山の創始から調べなければ昔からの熊野路の順路も判らない筈だ、熊野座神社は、御幸記、扶桑略記や皇年代記に、崇神天皇六十五年始建熊野本宮。(註)とあるから其の年の創立であることは信用しても可い(註)、熊野速玉神社は、景行天皇の五十八年に造營されたものだが(註)、那智神社の創立は餘り明かでない、社法格式に、紀州牟婁郡熊野那智山權現御鎮座者當山之東光峰現神幸仁德天皇御宇勅始祭之構十三殿奉

崇天神地祇今宮所此也。と言つてゐるから仁德帝時代に創設されたものゝやうだが夫れも眞否は疑はしい(註)、兎に角此やうに三山とも創立の時が違つてゐるのだから熊野路の順路も夫れに依つて變つたものであらう。

神社が創立されたことは、其の反面に交通のあつたことを物語つてゐる、併し王朝時代やら奈良朝時代には、どの道をとつて參詣したものが餘りはつきりしない。本朝神社考は、熊野御幸者、平城天皇、花山法皇、白河法皇三山五度、堀河院三山一度、鳥羽法皇三山八度と傳へてゐる、源平盛衰記にも亦此事を物語つて後白河法皇は本宮三十四度新宮那智へ十五度御幸されたと言つてゐる。愚管鈔は白河院の御參詣のことを記して、

白河院の御時、御熊野詣といふことはじまりて、度々まゐらせおはしましけるに、いづれの度にか信を出して、

寶前におはしましけるに、寶前のみすの下よりめでたき手をさし出して、一二三度ばかりうち返し／＼して引き入れにけり、夢なんとこそかゝる事はあれ、あざやかにう

つゝにかゝる事を御覽じたりけるを、あやしみ思召してみこども多かりけるに、何となく物をとはれければ、さらに／＼げにくしき事なし、それによりのいたとて、熊野のかうなぎの中に聞えたる者有りけり、みまさかの國のものと申しける、それが七歳にて候ひけるに、はたと御神つかせ給ひたりける、世の末には手の裏を返すやうにのみあらんずる事をみせまわらせつるぞかしと申したりけるが、かゝるふしきをも無いと御覽じたりける君なり。

と物語つてゐる。兎に角信仰すれば様々の驗徳が顯はれると言ふので今の階級的な遣り方とは違つて貴賤貧富と言ふやうな階級附けずに參詣したことは、蟻の三熊野詣て、と言ふ言葉で頷かれる、併し私の探らうとしてゐる旅の順路は文献に乏しい。

扶桑略記は、宇多法皇が御幸されたときの事を記して、そのときには船路を探られて切尾湊から乗船されたことを

傳へ、京極中納言定家卿が記した後鳥羽院熊野御幸記
(文原漢)は、其の當時の順路を明かにしてゐる。建仁元年十
月五日御發輦、天王寺御所に入御、六日平松新造御所(今
の伯太村)に入御、七日惣名信達に御宿す、此所厩戸御所
と云ふ、八日藤白に宿す、九日湯淺に宿す、十日小松原に
宿す、十一日切部王子に宿す、十二日田邊に宿す、十三日
瀧尻に宿す、十四日天晴天明、山中の宿を出て、重照王寺
に参る、次に大阪の王寺に参る、次に山を越えりて近露
の宿所に入る、十五日午の時許り發心門に著して尼南房宅
に宿す、十六日參拜、十七日新宮下向新宮に宿す、十八日
新宮に宿す、十九日那智に宿す、二十日本宮に宿す、二十
一日近露に宿す、二十二日切ア人イハに宿す、二十三日湯
淺に宿す、二十四日信達に宿す、二十五日山崎に宿す、二
十六日入京、とあるから當時京都からの旅は陸路や船路で
大阪に着き天王寺を経て堺から今の十六號國道と岐れて小
栗街道を平松—伯太村字平松の平松王子を通つて、今紀
伊の國內海村(舊名は藤白)詩歌文章に詠まれてゐる藤白

の若一王子社のある所を經、今の湯淺町を通つて小松原、
目川の兩岸西の地と島田の二大字を經今田邊町を通つて
夫れから海岸を離れ山路を瀧尻、今の栗栖村瀧尻を經、重
照王子の在る芝村十丈や大阪峠を越えて近露、今の近野村
近露を通つて熊野座神社の在る本宮村に行つたものだ、詰
り田邊から熊野街道中邊路を通つた、夫れから熊野川を下
つて新宮に行つたのであらう、新宮からは陸路を那智に採
つて那智神社に詣でたものだ。

歸路は那智から熊野街道中邊路を採つて本宮に戻り夫れ
から元の路を戻つたものや、海路を採つて和歌の浦に上陸
したものや、熊々熊野街道大邊路を採つたものもあるらし
い。後鳥羽院も泉州信達から一日で山城の山崎まで歸られ
たのは當時の航海としては餘り早や過ぎるにしても泉州か
ら船路を採られたのは確かであらう。

寺を沿道に遷移され所々に小堂を建て、參詣者の休憩所とされたらしい。其の後後鳥羽天皇時代になつて、京都の東山若王子社から熊野迄九十九箇所の王子社を建てられたさうだ。^(註)併し白河天皇以降後鳥羽帝までの間に遞次増建されて九十九箇所に爲つたのであらう、併し熊野路の起點は王子の最初が阿部野に在つたことからして今の大坂の阿部野を起點としたものと見るのが適當であらう、此王子に出で參拜休憩しつゝ熊野に參つたものだ、定家卿は足を損して岬つてゐるが、「仍ち偏に輿に乗る。」と言つてゐるから、當時既に交通用具として輿が使用されてゐて、夫れが通るだけの相當の道路であつたことが判る。

○
源平盛衰記が傳えてゐる、維盛入道の熊野詣でも「紀國三藤と云ふ所へ出で給ひ、藤代王子に參り給ふ暫く法施を奉り所願成就と祈願して、峠に上りたまへば眺望殊に勝れたり、霞籠めたる春の空、日數は雲居を隔つれど妻子の事を思ひ出で故郷の方を見渡して涙のこりをぞかき給ふ」と

言つて唯だ妻子を想ふ感情の苦を訴へてゐるだけだ、矢張り「吹上濱、輿田の浦、日の前、國懸の古來、沖の釣舟磯打つ波、哀れは何れも取りぐなり、蕪坂を打下り鹿瀬の山を越え過ぎて高家王子を伏し拜み、日數漸く経るほどに千里濱も近付きけり岩代王子を通りたまふ」と昔の路を辿つてゐる。人の袂を絞らす大塔宮熊野落ちのときも、由良の湊を見渡せば澳漕ぐ船の梶緒たえ、浦の濱ゆふ幾重とも、知らぬ浪路に鳴く千鳥、紀伊路の遠山渺々と、藤代の松に懸れる磯の浪、和歌吹上を外に見て、月に莹ける玉津島、光も今はさらでだに、長汀曲浦の旅の路、心を碎く習ひなるに、雨を含める孤村の樹、夕をおくる遠寺の鐘哀れを催す時しもあれ、切目の王子に著き給ふ」と太平記に載せられて、矢張り此道を探られたが、熊野の情勢險惡なので吉野に方向を轉換されたのは今も人を泣かす種だ。

南北朝時代の熊野路は大塔宮の熊野落ちが切目王子で終つてはゐるが、例の増基法師が旅したときも、京都から八幡の石清水八幡や大阪住吉の社などに詣で、和泉なる信太

の森で歌を詠んだり紀ノ國の吹上の濱に泊つて、鹿の背山を經石代の野（西岩代村）、千賀の浦、湊を經、水のみとまつて夫れから三日と言ふ日御山に着きぬ、と言つてゐる。夫れから多田の山の瀧のもとで歌を詠み、華の岩屋や王子の岩屋で、「法こめてたつのあしたを持つ程は秋の名残ぞ久しきりける」と詠んでゐるが、夫れからは所謂熊野路に依らないで橋が崎と言ふ所を通つて伊勢へ出て京都に歸つてゐる。

室町時代以降織豊時代迄の熊野路に就ては文献に乏しい。豊臣秀吉は三山の社領を悉く没収したのであるから三社が廢滅の状態に置かれ之に參詣するものゝ無かつたのは當然だ。徳川時代に入つての熊野詣は、王朝乃至は南北朝時代のやうに流行つたものか疑はしい、併しつの世からか判らないが海邊を通る熊野大邊路が出來てゐる。紀伊續風土記は、中邊路といふは山中を行きて大塔峰の西より北へまはる道をいふ、大邊路といふは海濱に沿ひて大塔峰の南より東へ出づる道を云ふ、大邊路中邊路と兩道に分るゝは

大塔峰中央を隔つるの故によるなり。と言つてゐるから大塔峰の在ることに依つて兩道が出來たのであらう。熊野道中記（註）の記してゐる順路は大體王朝時代の道と大差がない、併しながら夫れに依ると王朝時代の熊野路の外に新宮から長島迄の路の道程を示したり、井田村、逆川、湊川、阿田和村、有馬村、木本村、西川、木ノ本坂、大泊村、大ふき坂、波多須村、新鹿村、狼坂、二木島浦、曾根太郎坂、十曾根一郎坂、曾根浦、三木里浦、名柄村、矢ノ濱村、尾鷲浦、杉本村、船津村、中里村、上里村、木戸口川、鳥居崎村、高瀬村、三浦坂、高坂、古里坂を經て長島浦に行く順路を示してゐると、串本や周參見を經て田邊に出る大邊路を示してゐる、だから王朝時代の熊野路は更に四方に擴張されて伊勢方面へ通するものと、海濱道路との三路が殖えたのであらう、夫れが現在の熊野路と呼ばれてゐる道路だ。

いま熊野に旅する人の多くは昔の路を探らないで、大阪から大阪商船の紀州航路に依つて勝浦に著いて、夫れから

新宮鐵道で那智驛に下車し、乗合自動車を利用して那智神社に詣で、夫れを折返して鐵道で新宮に著き速玉神社に參詣し、新宮からは例のプロペラ船で熊野川を逆航し、天下の勝地瀬八丁の自然美を觀賞しながら熊野座神社に参るのだ、海運の進歩やら鐵道や自動車のお蔭で、貞婦照姫が小栗判官助重をかまつて湯峰に行つた程の難苦はない。で憐むべき幼兒大六が足を損じて判官の車を引くやうな浮目を觀ることが無いにしても、海路は矢張り紀國屋文左衛門の昔話しにある海と少しも變りは無い、で航海社絶の厄に遭ふのも屢々だ、夫れに唯一の海路に依つてゐるのは何故であらうか、夫れは言ふ迄もなく熊野路が昔の儘に放任されてゐるからだ。

○
起點、大阪から和歌山迄の道路は十六號國道と爲つてゐて、道路の位から言へば王朝時代に言ひ囁かれた熊野路の價値を下げたものと言ふことが出來ないが、道路の實質から言ふと昔も今も同じだ、併し大大阪のお蔭で大阪から堺、堺から岸和田と順次近代道路に變化するであらうが、岸和

田から和歌山の間は、海に臨んだ山脈を横に切つて通るので登つたかと思へば降る、降つたかと思へば亦登ると言つた調子で勾配やら屈曲は昔を誇るかのやうに保存されてゐる、夫れもまだ大阪管内は局部的に改良されてゐるが、和歌山縣管内は昔の儘だ。夫れに交通には厄介な紀ノ川が流れられてゐて一層大阪と和歌山との交通を邪魔してゐる。

明治の時代に爲つても、國道にして貴はなかつた和歌山から先き熊野までの中邊路や大邊路は、府縣道と言ふ資格にあり附いたものゝ少しも改良はして異れず、唯だ申譯的に局部の改修が行はれたに過ぎなかつた。併し大正の御代と爲つて和歌山にも自動車の影を見るやうに爲つた、夫れは鐵道が敷かれてゐないで海路の難に悩まされてゐた地方の人の爲には一大福音であつたに違ひない。熊野路が改良さへ出來れば先代が家財を蕩盡してまで運動した鐵道を敷いて貰ふよりは早や道だと言ふことで道路改良の機運を促進した、時の長官小原新三氏は、此民衆の希望を捉え工費約二百萬圓で和歌山田邊間を大正十一年度以降四箇年かゝ

つて改良する計畫を樹て工事に着手したが、十二年度に至つて政府の財政緊縮方針の爲に折角の事業も中止することと爲つて、縣民の希望を裏切つた、夫れを復活したのが長官長谷川久一氏である。和歌山と御坊との間は兎も角國有鐵道が敷かれる、暫時は夫れに依つて陸上交通を支えることも出来るが、熊野路の難所と言はれてゐるのは御坊以南であるから夫れを改良するのが急務ぢやと言ふので、財政緊縮の折柄ではあつたが、道路の應急改修と言ふ名目を附けて、田邊と串本との間と、田邊と請川との間の二大幹線道路を兎に角自動車が通るやうに改良することにしたが、昭和二年宮脇梅吉氏が長官の時代に、更に夫れを繼續的に執行する|長谷川案が一年限りの事業であつたのを政府の道路改良費豫算と同じやうに精神的の繼續事業とした、長谷川宮脇兩氏のお蔭で昔の熊野街道大邊路も御坊から田邊迄は安全に自動車が通るやうに爲つた。併し夫れには餘程の英斷が含まれてゐる、と言ふのは時の政府の方針は財政緊縮の一點張りで少しでも政府の方針に反するやうな地方

政治をやれば誠るぞ、と言つた調子であつたからだ。

惠まれなかつた熊野路にも自動車が通るやうに爲つた、併し夫れは全部でないので、道路を改良して貰はなかつた田邊以南の地方は騒ぎ出したが矢張り財政難の爲に悩まされた、そこで官民一致の計畫とでも言ひ得やうか、沿道住民の出資で資本金五十一萬圓の乗合自動車會社を起さして、資本金の内十五萬圓を縣に寄附させ、縣は三十六萬圓で周參見と串本との間二萬二千間を幅十三尺勾配十二分一に改良した、都會の道路を改良することに較べると餘り大きな聲して言ふだけの計畫ではないが、荷車でさえも通うことの出来なかつた道路を、自動車と荷車が行き違ふことの出来るやうに改良し、夫れに近代的考案を加へて屈曲の箇所や舊道を利用した所又は土捨場を旨く利用して待避所を設けて自動車の通ることに利便を圖つてゐる。

熊野街道中邊路、昔の本式の街道も、幅六尺一九尺のものが、大邊路と同じやうに二十五萬七千圓で改良され自動車で旅することが出来るやうに爲つた、併し本宮と那智と

の間は享保年間に紀州侯が熊野へ参詣したときのやうに熊野川を下ることが常態と爲つた勢であらうか、今でも此間の路は捨てられて府県道にさえも爲つてゐない、だから嶮しい山を往來する苦痛に堪え兼ねて巡査が辭職したと言はれてゐる辭職山や、辭職とまでは行かなかつたが辭職を思案したと言はれてゐる思案坂やらが今も昔の儘に残されて旅する人の口に言ひ離されてゐる。

夫れに引き換え本宮から新宮までは熊野川に沿つて、名ばかりの道はあるが、府県道が認められてゐる、近代思想に對抗して敬神思想を涵養することを主張する連中が、神祕的な熊野三山を連絡する交通機關＝道路を改良して容易に參拜出来る途も與えないで、敬神の思想を喚起してゐるのは道を與えないで神に行けと言ふのと同じ藝當ぢや。

明治の文化は率土の濱にまで及んだ、夫れに自然が惠んで呉れた大富源を持つてゐる我が熊野が、大正を通じ昭和の今まで捨てられてゐたのは何の故であらうか、旅する人を惑はしむる。我が和歌山縣は、政友會に其の人ありと聞えた岡崎邦輔老の出生地だ、今でこそ民政黨に縣下の權勢を奪はれてゐるが、昔は岡崎老のお蔭で老の志では無かつたとしても、策士が老を中心として海草郡地方に一大勢力を扶植して海草閥と言はれるやうな政治團結を慥えて、縣會の牛耳を執つたはよいが、縣行政さては縣廳内部の人事にまで嘴を入れて、隨分此連中に惱まされた知事があると言ひ離されてゐる位に權勢を振つたものだ、此團結の主張してゐるところはコ一だ、縣の財政負擔は紀北の地方に俟つてゐるのだから負擔の輕少な紀南地方には縣費を授ずる義務がない、と言ふのであつて、紀南に是非必要な事業でも成るべく理窟を附けて施行を避けるやうな偏頗な縣是を傳統的に振り廻したものだ、政友會の札附き知事は勿論此縣是に盲従したに違ひないが、非政友の知事でも矢張り縣會を無事に切り抜け度い爲に海草閥を尊重する、であるから熊野路も紀南の地に位したお蔭で今日まで放棄されたのぢや、地方政治の政黨化は餘り感心したことでない和歌山の此一事

が物語つてゐる、今縣下の全般に亘つて民政黨の勢力が擡頭しかけたのも、民政黨の主義や力ではない、海草閣の横暴に對する縣民自覺のお蔭であらう。

縣民が自覺したことは和歌山將來の爲に結構だ、併しあ隣の三重や奈良大阪の道路を旅して來た私の眼から見ると、和歌山には道路らしい道路は一つも見當らない、勝手氣儘な振舞をした海草閣の根據地である紀ノ川の沿岸にさえ、改良道路を見るとの出來ないのは、和歌山縣民の總てが鐵道に夢中になつて道路を忘れてゐた故であらう、お隣の三重では、熊野川の東にある木本から平の清盛で名高い評議峠を越えて、奈良縣の上市町に通ずる道路を改修して自動車を自由自在に通する計畫を清盛ではないが評議してゐる、是が出來れば紀南一帶の交通に革命を起すであらう、和歌山が今の内に適當な道路計畫を樹つることが肝要だ。

註一 内務省神社明細帳、曰く。熊野座神社、崇神天皇六十五年ノ創立ニシテ本宮村宇浮島原鎮座タリシガ明治二十二年八月大洪水ノ爲メ社殿其ノ他諸建物悉皆破潰、同二十四年三月現今ノ所ニ鎮座セリ。

註二 内務省神社明細帳、曰く。熊野速玉神社、其ノ始メ結早玉家津美御子ノ三神、神倉山ニ鎮座セシヲ景行天皇五十八年現今ノ地ニ新ニ宮殿ヲ營ミ此處ニ遷シ奉リシニ始マル（神倉山ハ宇倉神社ノ地ニ至ルマテヲ熊路ケ峯ト云フ、神倉山ハモトコノ山川ニ至リテ盡ク山峯ノ北端ヲ新飯山其ノ南ヲ熊成峯其レヨリ神倉神社ノ地ニ至ルマテヲ熊路ケ峯ト云フ、神倉山ハモトコノ山ノ總名ナリシヲ今ハ高倉下命ノ座セシ所ヲ指ス名トハナレリ）と記し、中世一變シテ兩部ノ社トナリ慶應三丁卯年勅命ニヨリ兩部ノ風習一洗復舊シテ皇太神宮ト稱セシガ明治四年一般神社御改正ノ際下テ縣社ニ列セラル、次テ大正四年十一月十日ノ御大禮當日ヲ以テ官幣大社ニ列セラル。

註三 熊野那智神社は、其の創立時必ずしも明確でないが、平安朝の中期延喜の頃から史上に見はれ、白河上皇以來本宮新宮に次て本社にも幸され、後龜山上皇時代には本新兩宮と相並て崇拜されたものである、明治三年二月他の二山と共に神祇官直支配の下に置かれ、從來は那智權現又は那智山と慣用せられ夫須美神社と言ふものが無かつたが、現在では熊野那智神社と改稱された。

ある。

攝津

久保津王子（九品津、大江王子、渡邊王子？）坂口王子（小坂王子、所在不明）郡戸王子（所在不明）阿倍野王子（大阪天王寺鳥居前）津守王子（住吉津守寺門前）

和泉

堺王子（向井王子、大島郡堺向野）大鳥居王子（同郡北王子）篠田王子（和泉郡王子）積川王子（池田王子、泉南郡下池田）淺字河王子（麻生河王子、同郡平田）鞍持王子（同郡橋本）近木王子（胡木王子、日根野王子？日根郡王子）鶴原王子（貝田王子、同郡鶴原）佐野王子（同郡田出）桜井王子（櫻井王子、同郡櫻井）廐戸王子（馬戸、馬留王子、同郡大苗代）信達王子（同郡牧野）瀬王子（同郡市場）長岡王子（同郡岡）地藏堂王子（同郡山中）馬目王子（同村王子原）

紀伊

中山王子（名草郡瀧畑）山口王子（同郡湯谷）三橋王子（同郡山口里）川邊王子（同郡川邊）中村王子（同郡楠本）吐崎王子（同郡布施）和佐王子（同郡彌宣）平緒王子（同郡平尾）奈久知王子（奈朽王子、同郡麿勝寺）柏原王子（同郡柏原）松坂王子

（大野坂王子、同郡旦來）松代王子（同郡下中村）菩提房王子（同郡鳥居）拔戸王子（鳥居王子、同郡鳥居浦）藤代王子（五體王子、同郡藤白浦）塔下王子（同郡藤代）峠橋本王子（海部郡橋本）所坂王子（野老坂王子、同村）一壺王子（山路王子、同郡烟）山口王子（在田郡道）糸我王子（伊止賀王子、姿賀王子、同郡中番）逆川王子（湯淺王子、同郡吉川）久米崎王子（弘王子、同郡廣）白原王子（同郡栖原？）井關王子（同郡井關）川瀬王子（津瀬王子、同郡河瀬）馬留王子（ハサマ王子、同村）沓掛王子（鍵掛王子、日高郡原谷）内烟王子（槌王子、同郡内烟）高家王子（萩原王子、大屋王子、同郡萩屋）田藤王子（富安王子、同郡下富安）寶王子（同郡小松原）愛德山王子（同郡吉田）九海士王子（同郡同村）岩内王子（燒芝王子、同郡岩内）鹽屋王子（美人王子、同郡鹽屋）上野王子（同郡上野）津井王子（叫王子、同郡中村、後印南移リ印南王子ト云フ）班鳩王子（鶴、富王子、同郡光川）切目王子（切部、五體王子、同郡切目）中山王子（同郡鳥田）岩代王子（磐代、石代王子、同郡岩代）千里王子（同郡山内千里瀬）三鍋王子（南部王子、同郡北道）芳養王子（早王子、牟婁郡芳養）出立王子（田之部王子、同郡西谷）秋津王子（同郡下秋津）丸王子（萬呂王子、同郡上萬呂）

三栖王子（影見王子、同郡下三栖）八上王子（同郡中萬呂）稻葉根王子（伊奈波禰、五體王子、同郡岩田）一瀬王子（同郡一瀬）鮎川王子（同村）瀧尻王子（同郡瀧尻）重照王子（十文王子、同郡大内川）大坂本王子（大坂王子、同郡近鎧相坂）近露王子（近津陽王子、同郡近露、比曾原王子、檜曾原王子、同郡野中）繼櫻王子（同村）中河王子（沖野川王子、同村）小廣王子（同村）岩神王子（石上王子、同郡湯川）湯川王子（内湯王子？同村）發心門王子（同郡三越）猪鼻王子（同村）水飲王子（同村）祓殿王子（同村）伏拜王子（同郡伏拜）本宮王子（同郡本宮）湯峯王子（同郡湯峯）新宮王子（大鳥居王子？、同郡新宮）阿須賀王子（同所？）濱王子（同郡下熊野）佐野王子（同郡佐野松原）濱宮王子（同郡濱宮）一野王子（市野々王子）多富家王子（坂本王子？、同郡那智坂内）那智王子（同郡那智）

註五 熊野道中記（帝國圖書館所藏卷末に、享保七年壬寅、紀州侯熊野御參詣之節所撰此一冊獻上之草稿之寫也とある）が記してゐる順路は、和歌山を出て中島村、三葛村、紀三井寺村、内原村、黒江村、日方村、名高村、鳥居村、一藤代浦—藤白坂を越え橋本村、市ノ坪村、沓掛村、蕪坂を経て畠村、道村、南村、中ノ番村、糸吹坂を越え吉川村、湯淺村、廣村ノ内宇田、中村、殿村、井關村、河瀬村、鹿ヶ背山原ヶ谷を經て萩原村、荆木村、下富安村、小松原村、財部村の内嶋村、萱村や日高川、北濱屋村、印南浦—鋸坂—光川を經、切目本村、鳴田村—楓崎—西岩代—東岩代—片倉坂—南部峠—山内村、南部川—氣佐藤村、南部村、北谷村新町、芝村の内新屋敷、埴田村—高野坂堺村、日高半妻郡境を越え芳養下村、西ノ谷村、田邊、下萬呂村、中萬呂村、上萬呂村、下三栖村、長尾坂—水力峠—鹽見峠—中三栖—道村、北谷村新町、芝村の内新屋敷、埴田村—高野坂堺村、日高半妻郡境を越え芳養下村、西ノ谷村、田邊、下萬呂村、中萬呂村、上萬呂村、下三栖村、長尾坂—水力峠—鹽見峠—中三栖—上三栖、芝村、原坂、高原村、高原坂—十條坂—相坂を經近露村、野中村、楠坂—小廣峠—熊瀬坂—女夫坂—岩神坂を經、道湯川村、見越坂、伏拜村から本宮村、熊野座神社に着いてゐる、夫れから新宮町、熊野速玉神社までは熊野川を船で下つたものと見え本宮より新宮まで九里八町あることを記し、此間下り船九里八町の川の左右の村々を示してゐるが、新宮から那智迄は亦陸路を探つて五里と記し、新宮から三輪崎まで一里半、廣津野、三輪崎から宇久井迄半里と記し、宇久井から濱宮道一里半、夫れから小公事坂、大公事坂、を経て濱の宮村、夫れから市野々村、那智下馬迄五十町、川關村、牧野に井關村、市野々村で已むである。

